

別府市障害者自立支援協議会条例制定作業部会（第6回）議事録

日時：平成24年5月23日(水) 13:00～17:20

場所：別府市役所1階レセプションホール

出席者

構成員：伊藤慶典、宇都宮伯夫、大久保多津子、大隈勝彦、小野久、川野陽子
河野龍児、北地輝昭、木本ノブ子、小林祐一、首藤辰也、田中康子
藤内浩、徳田靖之、西田幸生、萩野忠好、原野彰子、升巴正博、松浦実
松川ひとみ、若杉竜也

事務局：別府市福祉保健部障害福祉課 課長 岩尾邦雄
課長補佐 水口雅之
主任 猪原圭太

関係課：別府市福祉保健部児童家庭課 課長補佐 高橋敬三
主査 行部さと子
主査 加藤美紀
事務員 大城祐美

別府市福祉保健部高齢者福祉課 課長補佐 江藤良子
課長補佐 長谷目高明

別府市福祉保健部健康づくり推進課 課長補佐 堀井基弘
主査 首藤明美
主任 中原勝也

別府市教育委員会学校教育課 課長補佐 佐藤成一郎

(萩野部会長)

それでは、時間が参りました。皆さんこんにちは。本日は大変お忙しい中をお集まりいただきまして、誠にありがとうございました。それではただ今から、第6回の条例制定作業部会を開催させていただきます。座らせていただきます。本日の会議は、いつもの通り、だいたい1時から始まりますと、17時までということでございますけれど、早く終わればその時間帯で終了になります。皆さま方、活発なご意見をよろしく願います。毎度のことですが、発言する際には、名前を言ってから、それぞれ

質問のほうをお願い申し上げます。

それでは、会議に入ります。次第をご覧ください。今日はですね、保健・医療と保育・教育、そして、芸術文化・スポーツとその他の4項目についてであります。議論の進め方につきましては、前回と同じです。まず、事務局から市民からの意見と現在の別府市の取組状況を説明していただきまして、それから、各グループに分かれて議論していただきたいと思います。そして、各グループでまとまりましたら、グループの代表の方からそのまとめた事項を発表していただきまして、それについて、また皆さま方からのご意見を聞きながら骨格とすべき事項をまとめていきたいと思っております。

前のときは、4グループということになっておりましたけれども、本日は3グループということで、先般事務局より皆さま方にお手紙をさしあげたと思っております。ということで今日は3グループでやっていきたいと思っております。

それから、今日のグループ長さんですが、これも前回と同様に事務局の説明があった後に、それぞれのグループで決めていただきたいと思っております。それから前回の会議で西田委員から話がでましたヘルスキーパーのことと各事業担当課が後日回答することになっておりましたことは、これは会議の最後にしたいと思っております。

それでは、議事に入らせていただきます。委員からの質問は項目ごとの説明が終わった都度、受けたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。それでは、事務局よろしく願いいたします。

(水口補佐)

はい。事務局の水口です。今日はお忙しいところをお集まりいただきまして大変ありがとうございます。それでは早速、説明のほうに入らせていただきたいと思っております。それでは座って説明をさせていただきます。

配布資料の1をお開きください。こちらのほうは、これまでと同様の資料でありまして、今回は、保健・医療、保育・教育、芸術文化・スポーツ、そして、どの項目にも属さないその他についてまとめたものであります。

それでは、表紙をめくっていただきまして、1ページをお開きください。まずは、保健・医療の項目に関してであります。こちらの市民からの意見でありますけれども、こちらをおおまかに集約してみますと「医療費に対する支援をしてほしい」、そして「医療を受けやすくしてほしい」といった意見にまとめることができるのではないかと考えております。

では、こういった意見がある中で、市はどういった取組をしているのかと申しますと、次の2ページをお開きください。障がいの原因となる傷病の予防対策と健康づくりの推進といたしまして、各担当課が各施策を講じているところであります。まずは、2ページから5ページまでにかけて、本日出席していただいております健康づくり推進課が母子保健対策、そして生活習慣病予防対策、そして、精神保健対策を講じておりますので、そちらの説明をしていただきたいと思います。

それでは健康づくり推進課、よろしくお願いいたします。

(堀井補佐)

皆さんこんにちは、健康づくり推進課の堀井と申します。よろしくお願いいたします。では、座って説明させていただきます。まず、2ページをご覧ください。母子保健対策の取組といたしまして、(1)の母子健康手帳の交付でございます。以前、市民課で交付しておりましたが、現在は健康づくり推進課にて交付しております。保健師が直接交付することで、妊婦と対面でき、心身の健康面や身近な支援者がいるかどうか、出産や育児に対する不安がないかなどを聞くことができ、その後のフォローにつながりやすくなっています。

(2)の妊婦乳幼児健康診査でございます。乳幼児の疾病の早期発見、成長発達の確認、育児の支援を行い、妊婦につきましては妊婦健康診査受診票を市が交付し、妊娠中の健康診査費用の一部を公費負担して妊産婦の健康管理に努めています。

(4)の健康育児相談では、乳幼児の健康診査等の結果、精神・運動発達面の遅滞、若しくは障がいの疑いのある乳幼児の精密健診や継続的な保健指導を実施しております。また、育児や子どもの成長、離乳食などの相談につきましては、随時、保健師や栄養士が対応し、不安の解消を図っております。

(5)の親子療育教室では、発達障がい疑われる幼児とその保護者を対象に、親子の豊かなコミュニケーションを築くための関わり方を学び、育児に対する不安感の軽減を図っております。

次の3ページ、(6)になります。こんにちは赤ちゃん訪問や乳幼児健診後の要支援者訪問ですが、育児に関する不安、悩みを聞き、子育てのための情報提供を行っております。次に3ページから4ページにかけてですが、まず2の生活習慣予防対策の取組でございます。各種がん検診等を行い、疾患の早期発見・早期治療が行われ、生活習慣病指導者には適切な保健指導を行い、予防に努めております。

次のページの各種健康教室でございますが、教室を開催し、生活習慣病の予防や健康増進など、健康に関する正しい知識の普及・啓発を図り、自らの健康は自ら守るという認識と自覚を高め、壮年期からの健康の保持・増進に努めております。

次に5ページの3の精神保健対策の取組でございます。ここでの事業は県の市町村自殺予防対策強化補助事業により実施しております。(1)の研修会では、乳幼児、思春期の子供を持つ保護者の方や企業の安全衛生管理の方などを対象に精神科医師による、「こころの発達と不調のサイン」、「職場のメンタルヘルス」などの講座を行い、各世代に合わせたこころの健康づくりについて、取り組めるよう正しい知識の普及・啓発を行っております。

(2)では自殺の危険性の高い人の早期発見、対応を図るため、自殺の危険サインに気づき、適切な対応を図ることができるゲートキーパーの役割を担う、人材を育成することが重要であるため、民生委員、児童委員、地域で活動する老人クラブや、自治委員の方に対しまして、市民の気づきや見守りができるように、自殺対策専門研修会を開催いたしました。

(4)の連携会議では、医師、弁護士、臨床心理士などを交え、別府市の自殺対策について検討を行う連絡会議を行っております。今後につきましても相談に対する、受け入れ体制の強化や関係機関との連絡を図り、広く地域住民のメンタルヘルスの充実が推進できるよう普及・啓発を行っていきたいと考えております。以上であります。

(水口補佐)

ありがとうございました。続きまして、同じ5ページの4の介護予防についてであります。こちらにつきましては、高齢者福祉課のほうから説明をお願いしたいと思います。それでは、よろしく申し上げます。

(江藤補佐)

高齢者福祉課の江藤と申します。よろしくお願いたします。私どもの課につきましては、特別会計の介護保険の事業と一般会計のほうで高齢者福祉事業の2通りありますので、それぞれの担当の係のほうから続いて説明をさせていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。座って説明をさせていただきます。

5ページをご覧ください。4、健康づくりの推進のため、介護予防を推進しているところあります。23年度の実施状況について、ご説明させていただきます。

(1)すこやか元気づくり教室の開催があります。これにつきましては、健康診断で日常生活の状態を把握したチェックリストに基づいて、虚弱な高齢者を対象としまして行っております。内容としましては、運動を中心に、運動、栄養その他認知関係やひざ痛、腰痛なども交えました複合的なプログラムを組みまして開催しております。現在は、1年間、前期・中期・後期と3期の3クールありますけれど、それぞれ少しずつ会場や内容を変えまして、市内一円でそれぞれの時期、8会場で行っております。

(2)ですが、ワンポイントさわやか塾。これにつきましては、教育委員会にスポーツ健康課というところがありますが、そこと共催しまして、全体的な一般の事業としまして、位置付けております。スポーツ健康課が行っているワンポイントさわやか塾とゆったりストレッチ教室とありますけど、それと共催しまして、その教室に参加している方を中心に、運動の実践ではなくて、介護予防のための知識の啓発という意味合いで塾を開催しております。市内の地区公民館の6会場で開催しております。

(3)すこやか元気づくりフェスタ。これにつきましては、広く一般市民の方にですね、健康づくり介護予防の大切さを実感してもらい、これから実践していただく意識を啓発していくために設けております。毎年3回ほど開催しておりますけれども、講演会につきましては、その度に健康運動指導士や社会福祉士などの専門家の方をお呼びしまして、貴重な講演をいただいております。

べっぷゆうゆう体操の製作と普及啓発。これにつきましては、べっぷゆうゆう体操は別府市のオリジナルの体操になります。健康づくりを一般市民の方に実践してもらうためのひとつのツールとしまして考案した体操です。音楽は別府音頭を利用しております。別府音頭を利用して健康運動指導士の方に監修していただきまして、それぞれの趣旨に則り、手足の状況を見ながら、座ってもいいし、立ってもいい、どちらでもできるバージョンで用意をしております。

次のページ、6ページを開いてください。認知症と音楽療法をテーマに、地域介護教室を開催しております。これは大分市の明野にあります、大分県社会福祉介護研修センターというところがあります。そこでいろんな介護を受ける方、若しくは介護をする方、両方の立場に立ちましていろんな教室や啓発を行っております。その悩みとしまして、大分市の市民の方が非常に多いということで、別府でも作りたいという気持ちがありまして、別府市と一緒にですね、別府でやらないかということで、地域介護教室を開きました。23年度につきましては、認知症をテーマにした内容と音楽療法に特化した内容で開催いたしました。

(6)の介護予防手帳の配布とありますが、介護予防手帳には、介護予防をテーマにした啓発の内容の冊子を盛り込んだり、健診などを行った結果を綴じることが可能です。教室などに通ったときの説明資料、自宅でできる運動などをプリントアウトしたものを入れることが可能です。また、いざとなったときに、連絡できる緊急連絡先や病院、それぞれの地域包括支援センターなどの連絡先も入れることができるようになっています。

(7)の生きがい活動通所支援事業以降につきましては、隣におります長谷目補佐のほうから説明をお願いしたいと思います。以上です。

(長谷目補佐)

高齢者福祉課の長谷目です、どうぞよろしく申し上げます。座って説明させていただきます。6ページ(7)生きがい活動支援通所事業を実施しているということで、目的を読ませていただきますけれども、通所の方法により各種サービスを提供することによって、社会的孤立の解消及び自立助長を図ることを目的とするということで、対象者につきましては、介護保険の認定を受けていない65歳以上の、原則として身体虚弱で家に閉じこもりの状況の者ということです。ただし、次に該当するものは除くというふうになってございます。要するに介護保険の適用を受けていない方で閉じこもりがちな方です。こういった方にデイサービス事業所に行っていただいて、社会参加ですね、それから運動等を行うことによって、介護にならないように、介護予防を目的としてこの事業は開催されております。利用回数につきましては、利用回数は1か月に2回ということです。若干、月に2回ということですが、この制度でも参加されておる方につきましては、非常に好評を得ているような状況でございます。費用はいくらかかるのかということでございますけれども、利用者負担分ということで表になっておりますけれども、費用につきましては690円の基本的な利用者負担で、食費が600円ということで合わせて1回1,290円の自己負担がかかるというような形でございます。ただし、自宅まで送迎がございましたので、高いと思えば高い、安いと思えば安いという、微妙な感じの費用でございます。

続きましては、8番ですね。高齢者配食サービス事業を実施している。これにつきましても、目的を読ませさせていただきますと、高齢者の健康保持と孤独感の解消及び安否確認を行い、もって高齢者の福祉の増進に資することを目的ということで、この事業につきましては、やはり高齢者の方で、自分で食事を作ることがなかなか難しくなってい

るといような方が多ございます。このような方はよく総菜屋に行ってですね、ちょっと買って食べるとか、一日の食数を減らして済ませるとかですね、そのような形でかなり低栄養になっていることもございます。このような方を対象に配食サービスを実施することによってですね、栄養の改善と一緒に、弁当につきましては手渡しが基本となっておりますので、安否確認もいたしますよ、というのがこの事業でございます。費用につきましてはですね、次の7ページの一番上段のところに書かれておりますけれども、社会福祉法人が作っている食事につきましては、自己負担が440円。市の公費助成が340円。そして一般のですね、お弁当屋さんですね、ここがやっております配食サービス事業につきましては、自己負担200円。公費助成が340円というように形で実施しています。簡単でございますけど、以上でございます。

(水口補佐)

ありがとうございました。以上の説明までが障がいの原因となる傷病の予防とそのため健康づくりの推進に関する市の取組状況であります。ここで、これに関する障害者基本法の規定を見ておきたいと思っておりますので、配布資料の4-2をお開きいただきたいと思っております。

このページの一番最後のところでありますけれども、障害者基本法の第31条には、障がいの原因となる傷病の予防に関する基本的施策が規定されております。この第2項には、具体的な施策が例示されておまして、その内容は、必要な知識の普及、母子保健等の保健対策の強化、当該傷病の早期発見、そして、早期治療の推進などであります。先ほど、事業担当課から説明のありました取組は、直接的ということではありませんけれども、障害福祉施策の位置付けとしまして、こちらの規定を根拠に行われているというところでございます。

それでは、また、資料1に戻っていただきまして、7ページをお開きください。次は、5の重度心身障害者医療費の支給についてであります。こちらは、障害福祉課の取組でありまして、対象者が医療機関で月額1,000円以上の自己負担額を支払った場合に、その支払った額の医療費を支給するというものであります。平成22年度におきましては、2,875人の方に約3億2千6百万円を支給したところであります。

次の6でありますけれども、こちらも障害福祉課の取組でありまして、障害者自立支援法に基づく自立支援医療費に関するものであります。自立支援医療は、更生医療、それから育成医療、そして精神通院公費から構成されておまして、市が実施主体となっ

ています更生医療をご説明いたしますと、平成22年度では、155人の方に、約2億5千万円を支給したところでございます。

続いて、その下の7と次の8ページの8につきましては、健康づくり推進課が行っております救急医療体制の整備についてでありますので、こちらは、健康づくり推進課のほうからご説明をお願いしたいと思います。それでは、よろしく申し上げます。

(堀井補佐)

では、7と次のページの8の救急医療体制の整備についてご説明いたします。在宅当番医制度では、日曜日、祝日、年末年始の休日における急病患者の医療を確保するため、市内の内科、小児科の医療機関が当番制により診療に当たっております。

次の(2)の小児初期夜間救急医療事業では、別府市保健センター内の夜間子ども診療におきまして、夜間における小児の急病に対する医療を確保するため、午後7時から午後11時まで、小児科医が診療に当たっております。

次の8の第2次救急医療体制では、休日、夜間に発生した第2次救急医療を要すると判断した患者の医療を確保するため、休日は午前8時から午後6時、夜間は午後6時から午前8時まで診療を行っております。以上でございます。

(水口補佐)

ありがとうございました。

以上につきましては、保健・医療に関しての市の取組状況でありましたけれども、第3回会議での委員からの事前意見におきまして、市内精神科病院の社会的入院者数と地域移行者数が議論に必要であるということでしたので、ここで、それに関することを説明いたしたいと思っております。配布資料の2をお開きください。

こちらの資料は、精神障がい者の地域移行ということで、第3期の大分県障がい福祉計画から抜粋したものであります。大分県では、平成22年6月30日現在におきまして、精神科病院入院患者のうち1年以上入院している者は3,488人おりまして、その右側でありますけれども、県が実施しています精神障がい者地域移行支援特別対策事業により支援を行った者のうち地域移行した者は、平成22年度では8人となっております。国は、平成16年9月に取りまとめられた「精神保健医療福祉の改革ビジョン」におきまして、「入院医療から地域生活中心へ」という精神保健医療福祉施策の基本的な方策の下で、地域移行に向けての支援を進めてきましたけれども、大分県の障がい福

祉計画の進捗状況にも書かれておりますけれども、この数字から見ても、精神障がい者の地域移行は進んでいるとはいえないという状況であることがわかるかと思えます。

それでは、ここでまた、これに関する障害者基本法の規定を確認しておきたいと思えますので、配布資料の4-1をお開きください。こちらの14条に医療、介護等という見出しの規定がございまして、その第1項には、障がい者に対して必要な医療の給付とリハビリテーションの提供を行うよう規定をされているところであります。そして、第3項には、障がい者に応じた自立のための適切な支援を行うこと、さらに昨年の法改正で新設されました第5項におきましては、障がい者が可能な限り身近に医療や介護、リハビリテーションを受けられるようにするほか、障がい者の人権を尊重するようにと書かれているところであります。

以上をもちまして、保健・医療の項目の説明を終わりますけれども、委員の皆さま方におかれましては、この後のグループ討議におきまして、市民からの意見が言わんとする、市やその他の関係者が行うべきことは何なのかを論理的に議論していただきまして、条例案に明記すべき事項を決めていただければと、そう考えております。以上で、保健・医療の項目の説明を終わらせていただきます。

(萩野部会長)

ありがとうございました。それでは、委員の方で、今までの説明の中で、何かご質問はございませんか。北地委員。

(北地委員)

北地でございます。よろしく申し上げます。いろいろと市のほうからご説明をいただき、まず、ありがとうございました。その中で、障がい者・障がい児という観点から、2, 3お聞きをさせていただきたいと思えます。まず2ページでございますが、2ページの(2)の妊婦乳幼児健康診査の実施でございます。健康育児等が(4)を含めまして、実際にこの中で、健康相談等で実際に障がいのある子どもさんがですね、どの程度、23年度でも結構ですが、例えば新規の方がいらっしまったのか、それ以外にいろんな意味があろうかと思えますけど、そこら辺の数字が分かりましたらお教えをいただきたいと思っております。

それから、高齢者福祉課のほうからご説明がございました。まず6ページ目の生きがい活動支援通所事業がありますけれども、これについてはご高齢の方がもちろん中心で

ありますけれども、高齢であっても当然障がいのある方も多くいらっしゃるわけがございます。例えば、こういう見方をさせていただきたいと思いますが、65歳以上の介護保険の非自立の方ですが、非該当の方も含めて、例えば、障がいを持っていらっしゃる、車いすの方がこの通所事業に参加したいというご希望があった場合、主として例えば、送迎もこれは確かあったと思いますから、送迎の車から施設について、いろんなことを含めて車いすでもいいし、例えばもっと言えば聴覚障がいの方に対する対応を含めて、そこら辺はお受けになっていらっしゃるのでしょうか、ということが2点目でございます。今のところ、その2点、お聞きをさせていただきます。よろしくお願いいたします。

(萩野部会長)

今の2つについて、事務局、答えてください。

(首藤主査)

質問ありがとうございます。別府市の健康づくり進課の首藤といいます。乳幼児の関係の返事をさせていただきたいと思います。2ページの健康育児相談の件ですが、3つほど(4)で載せさせていただいてます育児相談会、あと子どもの発達相談会、電話相談という大きな枠があります。この中で育児相談会というのは広く育児の悩みの相談とか身長・体重を測ったりというところになりますので、健康な方、病気がある方、というような分け方で統計はとっておりません。ただ、現場に参加するものとしては、若干トリソミーの方が身長・体重の伸びを心配されてお越しになったりということはありません。ただ、どうしても集団の相談の場でありますので、病気の重い方は集団にくることで、感染とかを気にしてこられない方は、未熟児では、多々おられる印象はあります。そういう方については個別の相談という形で、お家にお伺いして相談等賜っております。あと子どもの発達相談会なんですけど、これについては、少し成長されて、例えば、少し言葉の遅れが心配であるとか、集団の場になじめない、落ち着きがない、多動であるとか、そういった子どもにどう対応したらいいか、集団に馴染むにはどうしたらいいか、というような発達の支援に向けた丁寧な相談会になります。ここでは、診断はつかないまでも、どうかかわったらいいのか分からない、また、診断名がつくような病院に行くことにすごく抵抗がある保護者がいらっしゃいますので、病院に行くまでのワンクッションとしてこの相談会を使っただいて、お子さんのために、いろいろなサポートを病院でしてもらったほうがいいかなと判断した場合、医療機関に紹介させていただくような

相談の場になっております。実際もう医療につながっている方がここの相談会に来るような相談会の趣旨とは違っておりますので、ここの子どもの発達相談会から病院受診につながったというようなケースがまああるんですけども、ただそれをこの場で統計として伝えられる程、準備はできておりません。

(北地さん)

関連でいいですか。

(萩野部会長)

はい。

(北地委員)

ちょっと不勉強で申し訳ないのですがけれども、東部保健所との関係というのは数字はもってらっしゃるのですか。

(首藤主査)

母子保健法でいろいろ法律で県がするもの、市町村がするものというふうになってきておまして、育児相談会とか一般的な相談については、市町村が主にやっておりますし、あと子どもの発達相談というような療育の関係については合同でしていくような形ですが、ただ主は市町村のほうでさせていただいております。

(北地さん)

東部保健所との連携はとっていらっしゃるのですか。

(首藤主査)

連携といいますと、育児相談会等については市町村単位でしています。子どもの発達相談会という大きなくくりにはしているんですが、巡回相談という形で大分県内を巡回して医療機関の、専門の方が相談する県の補助事業があるのですが、そういったものは東部保健所にきていただいて、ケースカンファレンス等を一緒にしております。あとこの相談会の後の、個別のフォロー等、相談会だけではなくいろんな支援の仕方がありますので、必要に応じて保健所の方とは連携をとりながら支援をさせていただいております。

(北地さん)

すいません議長、もう一件だけいいですか。

私がこういういろんなことを、本当にこう聞きたいというような思いがですね、実際に23年度でも結構です、22年度でもいいんですが、障がいのある子どもがこの別府市で、どのぐらい年間、そちらのほうで把握されているのかなということなんですよ。

もちろん、身体、知的、発達障がいを含めて、発達障がいはわからなくても、医療的に保健医療の中で、特に身体的な障がい、まあ弱視とかを含めて分かる範囲であったら教えていただきたいという思いがあるのですが、そこら辺、いかがですか。

(首藤主査)

障がい者に特記したところの把握というのは、これからです。来年度から、今、未熟児療育医療の関係で、保健所が行っている訪問が、そういった北地さんがおっしゃるような、障がいにつながりやすい要素をお持ちの方の訪問かと思います。市が行っている「こんにちは赤ちゃん訪問」とか、そういったものは一般の方の訪問を主にしています。ただ、それが来年度から未熟児療育医療に絡むような、お子さんの支援が市町村のほうに下りてきます。さっそく来年度に向けて今年度も、未熟児療育医療の申請のあるような方、心臓の手術が必要な方とかにつきましては、今から保健所と一緒に訪問に行っておりますので、今後そういった生まれた時から障がいの可能性のある方についていろいろなサポートの線が途絶えないように、継続した支援ができるような連携は今いろいろ検討しながらさせていただいております。

(長谷目補佐)

高齢者福祉課の長谷目です。ちょっと質問の内容の再確認でございますけれども、最初が65歳以上の車いすの方で、介護認定をもっていない方、この方がこの生きがい活動支援通所事業を申し込んだときの対応がどのようなものなのか、というのが1点。そしてもう1点は、65歳以上の聴覚障がいの方が、この生きがい活動支援通所事業を申し込んだときにどのような対応になっているのかというのが2点目ということですのでよろしいでしょうか。

(北地委員)

はい、結構です。

(長谷目補佐)

1点目の車いすの方ですね、この方につきまして、当然この生きがい活動の事業を実施することが適当というふうに認められた方であれば、車いすで送迎というような形で実施いたします。

もう1点目の聴覚障がい者の方ですね、この方につきましては、申し訳ございません。私がそこら辺まで把握していないところでですね、次回の回答でよろしゅうございますか。手話の関係で意思の疎通が図れる体制を取っているのかどうか、そういうことではないかと感じておりますけれども。

(北地委員)

要は、障がいのある方が利用できるかということなんです。その配慮があるかどうかということです。

(萩野部会長)

他になれば次にいきますが、はい、徳田委員さん。

(徳田委員)

2つほどお伺いしたいのですが、ひとつは、いわゆる孤独死とか、孤立死と言われるものについて、防止のためにどのような事業をしてるかということなのですが、先ほどのご説明で、配食サービスという事業がそういう意味では安否確認と書いていますので、合致するのかなと思いますけど、要件が、ご自分で食事の調理ができないとか、家族の中に寝たきりの方がいるとか、要件がありますよね。そうすると、それ以外で一人暮らしで、食事は作られてはいるんだけど、その方の孤独死、孤立死を防止するための安否確認というような事業としてどんなものがなされているのか。それをひとつお伺いしたいのと、もうひとつは、虐待の関係ですけど、子どもの発達の違いに心配のある方等の、子どもの発達相談会というのがあるのですが、発達の遅れという場合に、一番わかりにくいのが発達障がいだと思うんですね。自閉症であるとか、この頃いろんな具体的な障がい名がでてきていますけど、先般の虐待事件も、被害にあった子どもさんは、発達障がいがあったのではないかなという疑いもないわけではないというふうに認識し

ているのですが、そういう方が、いわゆる親から見て育てにくい、発達に遅れがあるのかどうかよくわからないのですけれども、育てにくいという、そういうような方々の相談に特化したようなものというのがされているのかどうか、その辺を少しお伺いしたいのですが。

(長谷目補佐)

高齢者福祉課の長谷目です。まずは、安否確認に対する施策でございます。2点ございまして、1点目が、障害福祉課にもございますけれども、緊急通報システムを設置する事業を行っております。もう1点が、老人クラブの方をお願いいたしまして、友愛訪問事業ということで、高齢者のお宅を訪問していただくという、この2本立てになってございます。

緊急通報システムにつきまして、ご説明いたしますと、緊急通報システムの機械を、NTTの電話回線じゃないとなかなかよく動いてくれないのですけれども、固定電話機の横に緊急通報システムの機器を設置いたしまして、ご本人が、その緊急通報システムのボタンを押す、若しくはペンダント型の通報スイッチがございます。家の中であれば十分届くというような、そのペンダントのスイッチを押すと緊急通報機器からインターホン形式でですね、センターとのやりとりを行うという。センターの方が呼びかけた時に反応がなければ、警備員が出動するというようなシステムでございます。また、火災報知機とセットになってございますので、火災が発生した場合、また同じように呼びかけをして反応がなければ、消防に連絡するという、そういったシステムでございます。市内に約1,050人ほど付いているというような状況でございます。

老人クラブが行っています、友愛訪問事業につきましては、今、私が把握をいたしておりません。

それと、もう1点。市の見守りではないのですけれども、社会福祉協議会がやっております乳酸菌飲料宅配の配布事業。これも見守りでございますので、お伝えいたします。

(水口補佐)

発達障がいのある児童に対する支援、育児に関する支援でありますけれども、大分県のほうに発達障がいに特化した支援センターがございます。そちらの方で、アドバイザーを派遣いたしましてですね、発達障がいのあると思われる児童への関わり方について、指導員とそれから放課後児童クラブですか、そちらの指導員やらから依頼があれば、ア

ドバイザーがそちらに向かいましてですね、アドバイスをを行うということでもあります。今日の資料の12ページをお開きいただきましたら、これからのご説明にはなるのですけれども、保育支援サポーターでありますとか、それから先ほど言いましたアドバイザーは、正式にはスーパーバイザー派遣事業というものを県が実施をしまして、各市町村の窓口電話でも、ご依頼がありましたらスーパーバイザーを派遣するという事業がございます。

それから、国のほうで今、構築していこうとしている事業のひとつでありますけれども、悩みを抱えていらっしゃる保護者の方について、同じ経験をしてきた保護者の方からのアドバイスそういった事業をも国は今、普及、構築を進めているということでもありますので、発達障がい児に関する支援というものは、どんどん広まりつつあると考えております。以上でございます。

(萩野部会長)

はい、大隈委員。

(大隈委員)

大隈と申します。先ほど、精神障がい者の社会的入院ということがありましたけれども、この社会的入院ということになりますと、現実的には、精神状態が落ち着いているにもかかわらず、様々な理由でなかなか退院できないということになろうかと思うんですけれども、厚生労働省が全国の社会的入院者数がだいたい7万人というふうに言われておりますけど、入院患者のうち7万人くらいが社会的入院患者であると。厚生労働省は、こういう人たちを地域に移行させるという方針を示していますけど、その場合に、別府市としてはどういう、社会的入院者を地域に移行させるための施策というか、どういうふうにやっておられるのか、お聞きしたいのですけれども。

あるいは、これは、病院にお任せしているとか。

(水口補佐)

お答えいたします。地域移行支援、それから地域定着支援ということで、まず、社会的入院から地域のほうへ移行していただく、ということ支援する。これをですね、指定相談支援事業所のお仕事として、しっかり報酬をお支払いして、支援するという事業がございます。そこで支援をして、入院から地域へ移行していただいて、それから移行

したのちは定着していただくと。また、精神科のほうへ再入院というケースが多いと把握しておりますので、それらの事業を今後力を入れて、指定相談支援事業所の相談員の方もしっかりとその資質を高めていただきたいと、そう考えております。以上でございます。

(萩野部会長)

はい、小野委員。

(小野委員)

小野です。精神保健対策について、お伺いしたいと思います。5ページの3番目のですね、予防のための精神保健対策ということで、いただいております、ちょっと報告の内容に具体性が欠けるのかなと。それぞれの研修会については、それぞれの回数とか人数ですね、それが分かれば教えていただきたいと思いますし、2番目の民生委員、ケアマネージャーその他の地域の相談員を対象とした研修については、講師、内容等が分かれば教えていただきたいと思います。それから、4番目の連携会議ですけれども、その内容及び成果ですね、それもお伺いできればと思います。

やはり、最近のアンケートを見ますとですね、当事者の方、ご家族の方、やはり、地域の方の理解が少ないですし、医師、医療関係者の方の理解も十分ではないという声が目上っておりますので、このような取組をますます充実させていかなければならないと思うのですけれども、これを見ますと財源の内訳が県だけということになってまして、市独自の事業として何か行っていないのかということもお伺いできればと思います。以上です。

(首藤主査)

ありがとうございました。この事業の費用は10分の10の補助になります。内容については、すべて市独自の内容となっております。先ほど言われた参加者の人数については、今日、準備を詳しくはできていないのですけれども、おおまかな人数についてはお伝えできるかと思いますので、ご報告させていただきたいと思います。

この補助の対象の中身ですが、今、全国的に、平成10年から自殺者が3万人を超えておりますので、内容が自殺の予防になっておりますので、例えば統合失調であったりとか、いろんな予防ということではなく、広く自殺の予防対策というところの知識であ

るということをご理解いただきたいと思います。

1番なんですけれども、自殺の理由とかを考えた時に各世代ライフステージごとに、理由とかが異なってきます。それで、ライフステージごとに分けて、研修会の内容を検討しつつ、そのライフステージに合わせた内容を決めていくのですけれども、例えば乳幼児対象ですが、どうしても親子関係で悩むとか、あと、育児の疲れであったりだとかがありましたので、乳幼児には、親業の先生をお招きして、親子の心の関わり、母子関係を良好に保てるような関係づくりについての研修会となっております。だいたい参加者が、年間4会場で各30人程度、おられました。

あと、学童の関係では、不登校を主にさせていただいています。不登校の研修は2年目になるのですが、集団でしようとする保護者の方が参加しづららしく、こられた方はすごく良かったですと言われるんですが、だいたい10人前後の参加者でしかありません。

あと、青壮年については、別府市の統計を見ても、50歳代の働き盛りの方の自殺者が多くありましたので、青年期の、働き盛りの人のメンタルヘルスということで、うつ病の対策等をメインで研修会をさせていただいております。

また、そういった研修会をしますよと公募しましても、市民の方が積極的に来てくださることがなかなかありませんでしたので、去年は、宅建の学習会に参加させていただいて、うつ病の予防についてお話をさせていただいております。100人程度の参加者がおられました。

あと、高齢者については、介護疲れが自殺につながることもありましたので、介護者のメンタルヘルスということをしています。介護者の方をお呼びしても、家を空けられないような事情とかもあり、参加者が2、30人という形でした。ただ、参加された方すべてにですね、アンケートを取らせていただいたのですけれども、参加してよかったという声がでております。

あと、2番のゲートキーパー研修なんですけれども、別府市でもやはり、年間、30人から40人程度の自殺者がでておりますので、民生委員さん、地域の相談員さんを対象として、ゲートキーパー研修をさせていただいております。去年が2年目だったのですけれども、徐々にスキルアップをと思っておりますので、去年は基礎編と応用編という形で、スキルアップを図りました。基礎編では、精神科の先生とカウンセリングの先生という形で、看護科学大学の心理の先生をお呼びして、傾聴の練習を基礎編でしております。あと、うつ病の理解を深めるということで、精神科の先生をお招きして、お話

をしていただきました。基礎編だけの方もおられたのですけれども、お話を聞いてよくわかりましたとか、あと、精神科の先生をお呼びしたのもすべて、地域の先生をお呼びしましたので、聞いてよかったという意見をいただいております。あと、応用編では、大分大学の先生にお願いしまして、事例検討であったりとか、ロールプレイだとか、より実践的な内容を3回に分けて行いました。ゲートキーパー研修は、延べ200人から300人の参加者であったと思います。

自殺予防週間なんですけど、これも広く知識の普及啓発ということで、市報であったりとかケーブルテレビであったりとか自殺についての正しい知識を提供させていただいております。

4番の内科、精神科及び弁護士とかの会議なんですけれども、これは別府市自殺対策推進会議という名前を付けておりまして、年間に3回行っています。別府市独自の自殺の原因で何だろうということを昨年は中心に行いました。自殺者の現状というのはかなり、状況把握をするのが難しく、全国的な傾向であれば、警察の統計などを見ればよくわかるのですけれども、別府市版となると、どうしても個人のプライバシーの保護という形で、なかなか詳しい情報提供というのがいただけなかったのですが、この会議では別府市の自殺の現状の共有というところで今はまだとどまっております。別府市独自の自殺の対策までは、また今年度以降かなと考えております。

あと、うつ病などの心の健康についての相談を受け、見守りや必要な機関の紹介を行っているとか書かせていただいているのですけれども、死にたいですという相談はなかなかないのですが、生活についてこういったことが困っています、お金の困っていますとか、変な考えがでてきてまとまりませんとか、そのようなので電話相談ができますので、そのような方には必要な相談先を紹介させていただいたり、別府大学に臨床心理相談室がありますので、昨年より委託して、ひと家族上限があるのですけれども、無料でカウンセリングが受けられるような事業も行っております。以上になりますけどよろしいでしょうか。

(萩野部会長)

時間の配分を見ますと、なかなか進みませんので、質問者も単刀直入に言ってください。そして、説明もあんまり長くならないようにしてください。まだ、この後もありますので、よろしいでしょうか。

はい、それでは、事務局、次に進んでください。

(水口補佐)

それでは、ここで、担当課のほうを変えたいと思いますので、ちょっとお時間をいただきたいと思います。

(水口補佐)

それでは、続きまして、保育・教育の項目について、ご説明させていただきたいと思えます。[資料1](#)の9ページをお開きください。ここでの市民からの意見でありますけれども、大きくは、「障がいのある子を障がいのない子どもと同じ学校に通わせてほしい」や「学校側、教師が障がいに対する理解がない」といった意見にまとめることができるのではないか、そう考えております。

それでは、こういった意見がある中で、市はどういった取組をしているのかと申しますと、次の10ページをお開きください。まず1は、障害福祉課の取組でありますけれども、障害者自立支援法に基づく児童デイサービスに係る介護給付費を支給しているというものであります。この児童デイサービスにつきましては、平成22年に公布されたいわゆる整備法におきまして、平成24年4月から自立支援法から削除されておりますけれども、障がい児支援につきましては、児童福祉法に基づく障害児通所支援に位置付けられているところであります。

次に、その下の2から12ページの5、これまでの取組でありますけれども、こちらは、本日、出席していただいております児童家庭課が実施しているものであります。それでは、児童家庭課のほうから説明をよろしくお願ひしたいと思います。

(高橋補佐)

こんにちは。児童家庭課の課長補佐の高橋と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。説明のほうは座ってさせていただきます。

まず、2番でございますけれども、これは、毎年、職員の資質向上といたしまして、職員の研修を実施しているところでございます。ちなみに、平成23年度でございます。筑紫女学院短期大学の牧野先生をお招きいたしまして、気になる子どもや保護者との関わり方といたしまして、講義を行っていただいたところでございます。

続いて、3番でございます。こちらは、多様な保育需要に積極的に対応することの一環といたしまして、障害児保育事業等を実施するために必要な経費について補助金を交

付し、保育士の加配を行うことにより、障がい児保育の充実を図っているところでございます。こちらのほう、2つございまして、障害児保育事業補助金と次のページの障害児保育促進対策事業補助金とがございます。

まずはじめに、障害児保育事業補助金でございます。こちらのほう、障がい児の保育を推進するため、障がい児を受け入れている保育所におきまして、保育士の加配を行うことにより、障がい児の処遇の向上を図っているところでございます。対象児童といたしましては、集団保育が可能で日々通所できること、特別児童扶養手当の支給対象児であることとなっております。

次のページでありますけれども、障害児保育促進対策事業補助金でございます。こちらのほうは、先ほどの障害児保育事業の対象外となっております障がい児の保育を推進するための事業となっております。対象といたしましては、前段の事業費補助金の分が上の段に載っております。青山保育所、野口保育所、弁天保育所、ナーサリーみにふう、杵築の東保育所という状況となっております。

障害児保育促進対策事業補助金につきましては、下段のほうに載っております、こばと保育園、鉄輪保育園、野口保育所、餅ヶ浜保育園という状況となっております。

次に4番目、放課後児童クラブにおいて、障がい児の受け入れを促進するため、障がい児受け入れ推進費を放課後児童クラブ委託料に加算して交付しているところでございます。こちらのほうは、放課後児童クラブにおいて、障がい児の受け入れを促進するため、指導員の配置を行った児童クラブにおきまして、障がい児の処遇の向上を図るため、委託料に加算して交付している状況でございます。そちらのほう、表に載っていませんとおあり、平成23年度は、障がい児の受け入れといたしまして24人という状況となっております。

次のページをお願いいたします。そちらのほう、病児保育でございます。こちらのほうは、保護者が勤務等で家庭での育児が困難な、小学校3年生までの児童が対象となっております。一時的に保育及び看護をするようになっております。実施施設といたしましては、病児保育室クローバーで実施しております。昨年の利用者数が、延べでありますけれども、1,000人程度というふうになっております。

簡単ではございますけれども、以上で児童家庭課からの説明を終わります。

(水口補佐)

ありがとうございました。次の6であります。これは先ほどもご説明を簡単にいたし

ました、大分県が実施するスーパーバイザー派遣事業の受付窓口には障害福祉課と健康づくり推進課がなっております。その申込先によっては、例えば放課後児童クラブからの申込みであれば、児童家庭課の担当職員が会議へ出席して情報の共有を図っているというところがございます。

そして、その下の7以降につきましては、教育に関することですので、本日出席していただいております学校教育課から説明していただきたいと思っております。それでは、よろしくお願いいたします。

(佐藤補佐)

こんにちは。学校教育課の佐藤と申します。よろしくお願いいたします。

まず、7番の教育支援体制の整備についてです。平成23年度の実施状況をご説明させていただきます。

まず、ひとつ目は、支援員を幼稚園、そして公立小中学校に配置をしていることです。幼稚園には2種類、保育支援サポーター、それと幼稚園特別支援教育専任教員、それぞれ8名ずつ各幼稚園に配置しております。学校いきいきプラン支援員は、公立の小中学校に、特別な支援が必要なお子さんたちに対する支援を目的に配置をしているもので、23名、配置をしています。学校、幼稚園生活全般にわたって、個々が必要としている支援を、各学校に配置されたいいきいき支援員、サポーター、専任教員が行っています。予算額につきましては、下に書いてあるとおりとなっております。

2番目です。別府市特別支援連絡協議会を年に2回実施しています。これは、学校、幼稚園と、関係機関との連携を深めるために、相談体制や、連携体制をつくっていくための協議機関です。ここには、お医者さんをはじめ、療育関係、福祉関係、小学校、中学校、高校、幼稚園の教員、そして特別支援学校の教員が入って、それぞれがどういった連携ができるのかということについて協議を行っています。

次のページを見てください。8番の相談体制・就学指導体制の強化についてです。

まず、就学時に関しましては、就学相談会を開催しています。9月と11月と12月の年3回行っています。さらに、就学後の相談に関しましては、校内適正就学指導委員会を各学校で随時行っています。あるいは、就学時及び就学後の児童生徒に係る障がい児適正就学指導委員会で、子どもの障がいの状況や、保護者の意向、学校長の意向を十分に踏まえた就学相談・就学指導を実施しております。2番目に、各学校におきましては、先ほど少し触れましたが、校内適正就学指導委員会を随時もちまして、保護者との

情報交換、支援体制や就学についての検討を行っております。3つ目は、各学校に特別支援教育推進委員会を設けて、各学校にいます特別支援教育コーディネーターを中心に、ケース会議等において、専門家やお医者さん、特別支援学校のコーディネーターなどをお招きして、具体的な支援のあり方について、教えを請うたり、あるいは相談をしたりということを行っております。このようにして、相談体制・就学指導体制を強化しています。

9番目の教員の資質向上については、大きく2種類の研修を行っております。別府市主催の研修会では、特別支援教育コーディネーター研修が5月と10月の年2回。特別支援教育担当者等の研修会が8月。さらに、各学校においても特別支援関係者をお招きして、研修会を行っております。

2つ目は、これは大分県教育委員会主催の研修会に積極的に参加していくということです。昨年度は特別支援教育スキルアップ研修に、特別支援教育の経験が豊富な教員がその専門性を高めて別府市で核となった指導ができるようになることを目的に参加をしています。ほかにも、特別支援学級を初めて担当した教員が県の研修を受けるということもあります。そのような研修を通して教員の資質向上に取り組んでいます。

なお、参考としまして、インクルーシブ教育について、現状を載せております。

まず、その子の状況に応じた柔軟な支援体制ということで、支援学級に在籍しているお子さんが交流学級に行くということが挙げられます。お子さんによっては、交流学級にいる比率が高くなっているお子さんも多くいます。また、特別支援学校のコーディネーターをお招きしてアドバイスを受けながら、また、保護者の意向を尊重してその子の状況に応じた柔軟で適切な対応を各学校で行えるように支援体制を推し進めてきているところです。

子ども相互の理解という意味では、交流学級における子どもたちの学習、そして生活というのを各学校は大切にしています。子ども相互の理解を深めさせることで、障がいを理解する素地を培ってきております。

次の障がいについての理解促進ということでは、子ども相互の理解の取組に併せて、特別支援学校との交流、そして障がいのある人との交流を通して、障がいを理解する素地を培ってきているところであります。

2つ目は、特別支援学級における学習指導要領の実施ということです。まず、学級に在籍する子どもたちの状況に応じた独自の教育課程を作成するとともに、障がいの状況・程度に応じた個々に合わせた指導計画を作成して実施しています。個別の指導計画

についても各学校で作成して実施しているところです。

知的障がいのある子どもさんに対しては、特別支援学校の指導要領、それから、特別支援学校のコーディネーターのアドバイス等を参考にしながら、個々に応じた教育課程や指導計画を作成し、学習指導を行ってきているところです。

知的障がいのないお子さんに対しては、学習指導要領に定められた教育課程に加えて、個々に応じた自立活動を組み込み、学習指導を進めているところです。

なお、特別支援学級に在籍している子ども及び保護者の現在並びに将来に関する意識や意見ということで、いくつか書かせていただいております。

現在に関する意識や意見ということで、保護者の方の意見や意識として多いものに、「我が子のことを理解してほしい」「我が子の障がいについて理解してほしい」というもの、また、「できる限り地域の中で育てたい」というものが挙げられます。それぞれのお子さんの状況に応じた環境や体制について、改善の要望があることを把握しています。

将来に関する意識や意見ということでは、中学生の保護者で多いものでは、卒業後の進路を決定するにあたって、高等学校においても特別支援教育体制を充実してほしいという要望が挙がってきています。小中学校の保護者共通でよく聞かれるのが、社会に出た時の就労についてということで、「就職できるのだろうか」「就職できたとしても、やっていけるのだろうか」との心配や不安が挙がっているということ把握をしています。以上で説明を終わります。

(水口補佐)

ありがとうございました。それでは、これで、保育・教育の項目の説明が一通り終わりましたので、障害者基本法の規定を確認しておきたいと思います。配布資料の4-1をお開きください。ここでは、16条に教育。そして、17条に療育の規定がおかれております。

まず、16条第1項でありますけれども、こちらは、このまま読ませていただきますと、「国及び地方公共団体は、障害者が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じなければならない。」と規定されているところであります。

さらに、第2項におきましては、今読みました規定の目的を達成するために、児童や保護者に十分な情報提供を行って、可能な限りその意向を尊重しなければならないということが書かれているところでもあります。

次に、第17条でありますけれども、これは、昨年の法改正で新設されました規定でありまして、障がいのある子どもが、可能な限り身近なところで療育が受けられるようにする、そういうふうに書かれているところでもあります。

以上を持ちまして、保育・教育の項目の説明を終わりますけれども、この項目につきましても、この後のグループ討議におきましては、市民からの意見に隠された真意を見出しながら議論していただきまして、条例案に明記すべき事項を決めていただきたいと思いますと考えております。以上で説明を終わります。

(萩野部会長)

ありがとうございました。ただ今、保育・教育について、事務局より説明がございました。これにつきまして、ご質問ある方、どうぞ。はい、小野委員。

(小野委員)

小野です。ひとつだけ、具体的なことについてお伺いをしたいと思います。アンケートの中でですね、「別府市に転居してから、我が子の幼稚園を探しました。学区の公立幼稚園から断られました。年度途中であること、我が子が多動であることから、責任を負いかねます。私立に行かれては。と言われました。市内の私立幼稚園にも連絡しました。数か所同じ理由で断られました。」という声があるんですけども、この事例に対しまして、今はどのような対応が可能かということをお伺いしたいと思いますので、

(佐藤補佐)

基本的には、公立の幼稚園ですので、受け入れが前提となっていることに間違いはありません。ですから、そのお子さんに合う保育ができるのかどうかを確認する上で、お子さんに会って、保護者の方とも十分なお話をするを事前に行うようにしています。それで、幼稚園において活動ができるというふうに判断されるとすれば、公立の幼稚園に受け入れるという方向で考えていきます。

ただし、例えば寝たきりでありましたり、どういう状況なのかということに関しては、

個別に考えなければいけないところがあるとは思いますが、基本的に幼稚園に通うことができる、そして、幼稚園の活動に参加ができるということならば、公立の幼稚園ですので、受け入れの方向で進めていくことになると考えております。

(小野委員)

例えば、多動なので、ひとり教員の加配が付くのか、あるいは、サポーターが必要だとか、そういうことになった場合に、対応できる体制はあるのでしょうか。

(佐藤補佐)

現状は、先ほど申し上げました特別支援の専任教員が現在8名、8園に在籍しております。それにプラスしまして、平成24年度は、いきいきプランを幼稚園にも配置をしていますので、多くの幼稚園で少なくとも1名ずつは特別支援のお子さんに対応できる支援員、あるいは教諭が在籍しているという状況です。ただ、マンツーマンで支援をするということは、なかなか人員の配置上難しいと思われまますので、一人の支援員が複数の園児に対応するという体制になりますけれども、支援員は各幼稚園に配置をされているという現状です。

(萩野部会長)

だいたい理解できましたか。はい、他に。北地委員。

(北地委員)

北地ですが、まず、保育関係でありますけれども、10ページ、11ページ、ご説明をいただきありがとうございました。この中で、基本的な考え方として、先ほど言っておられた基本法の中でも教育のことがでていましたけれども、障がいがある子どもについても、当然、権利としての保育というものがあろうかと思えます。その中で、別府市がこのような23年度の状況にあるわけでありまして、その中で、例えば、10ページの集団保育が可能で通所できることと文言があるわけですが、これについてもう少し詳細な部分が知りたいなあというのが1点ございます。

それと11ページにわたりまして、各保育所、放課後児童クラブ数等で、先ほどご説明いただきましたけれども、例えば、障害児保育促進対策事業補助金、11ページのところでいけば、こぼとから4つの保育所で、補助金が60万ということですから、60

人だろうかと思うのですが、その数と、その下の4のところの、放課後の児童クラブの件でございますが、クラブ数が16のうち児童数が24人受けていらっしゃるということでございます。今からお聞きいたしますのは、その障がいの内容について、教をいただきたい。例えば、肢体不自由児であるのか、発達障がいであっても、例えば、LDとかADHDとか、アスペルガーを含めて、どういう障がいの方がいらっしゃるのか、そのことをまずはお聞きをさせていただきたいと思います。

それから、教育委員会関係の方でございますけれども、まず、幼稚園の問題はもちろん教育委員会でございますけれども、先ほどから、13ページ、14ページ等にわたります、ご説明をいただいたのですが、まず、お聞きを申し上げたいのは、直近で結構でございますから、障がい者、障がい児で、実際に特別支援学校が別府市で4校、県下17で4校あるわけでありまして、特別支援学級が、今、何校で何学級、何名の方が学校に通われているのか。もうひとつは、普通学校。いわゆる地域の学校に障がい児の子どもが何名お通いになっているのか。インクルーシブな包括的な考え方ということで、別府市の姿勢を評価したいと思うのですが、いわゆる分離教育でなくして統合教育からインクルーシブな教育に入るという考え方で、前向きに捉えていきたいと思うのですが、就学前指導において、親の意見とかそこら辺がどの程度反映されるのか、例えば、現在、普通学級にどの程度行っているのかというのが基本になろうかと思うのですが、そこら辺ひとつお教えをいただきたい。

最後に、今日も国会で朝から論議が入っております総合子ども園の考え方、幼保一体の考え方について、これは都市部を中心に待機児童の問題を解消するということであろうとは思いますが、今後別府市としては、この総合子ども園とかの考え方について、どのように理解をされるのか、お分かりになる範囲で結構でございますから、お教えいただきたいと思います。

(大城事務員)

児童家庭課の大城と申します。よろしくお願いたします。座って説明をさせていただきます。今、ご質問いただきました、障害児保育事業補助金が対象児童の該当する者の①ですね、集団保育が可能で日々通所できることについてですが、これについては、必ず医師の診断書をご提示していただくようにしています。保育園に通うということは、必ず集団保育が可能になっていることがあるので、保育園に通う時点で、この問題はクリアされているということで判断しております。

次ですね、障害児保育促進対策事業補助金のこぼと保育園、鉄輪保育園、野口保育所、餅ヶ浜保育園の障がい児のお子さんですが、主に多動のお子さんや発達の遅れがあるお子さん、これについても療育手帳の交付や医師の診断書がでているお子さんについて、補助金を交付しております。人数についてですが、各月初日現在の児童数で補助金を交付しておりますので、実際に受け入れている人数については、こぼと保育園が2名、鉄輪保育園が1名、野口保育所が1名、餅ヶ浜保育園が1名の計5名となっております。

(行部主査)

続きまして、放課後児童クラブにおいて、受け入れている障がい児の障がいの内容ですけれども、こちらは、身体障害者手帳、療育手帳又は医師の診断書の添付をしております。その中で、広汎性発達障がいの方が10人、軽度知的障がいの診断を受けた人を含めて知的障がいの方が9人、その他肢体障がいの方が2人、あと診断書のほうで体幹機能障がいの方が1人、感覚統合不全が1人、精神運動発達遅滞が1人の計24人となっております。以上です。

(佐藤補佐)

それでは、学校に関するお尋ねに対してお答えをいたします。

まず、特別支援学級がある学校、そして、学級数、在籍児童数ということですが、申し訳ございませんが、手持ちの資料がございませんので数字は正確にいうことはできませんが、現在、東山小・中学校以外はすべての学校に特別支援学級が設置されています。特に小学校にしましては、現在、ほとんど2学級以上となっております。中学校も設置校7校のうちの4校が2学級で、知的障がい学級と自閉症・情緒障がい学級があるという状況になっています。それぞれの学校に、1名から13名程度の児童生徒が在籍しているというのが現状です。

通常学級にも特別な支援が必要なお子さんたちは在籍しています。もちろん、発達障がい等何らかの診断を受けているお子さんも在籍しています。中には、車いすを利用しているお子さんが通常学級に通っているという状況もあります。

保護者の意見はどの程度通っているのかということに関しましては、就学に際して、ここですよと決めてしまうということはありません。保護者の方と当該学校の校長や特別支援教育担当者と話し合う場を設け、十分な話し合いの下、最終的に保護者の考えが通常学級にということになれば、通常学級に入る現状もあります。保護者の判断が最

終的なものであるということを、最大限尊重していると別府市教育委員会としては考えております。

最後に、幼保一体の子ども園のことについて、ご質問がありましたが、現在、公立の幼稚園で子ども園に認定しているところはありません。現在は、延長保育という形で、時間を延長して対応しているという現状です。幼保一体となると、例えば、現在、公立幼稚園では、1年保育を行っていますが、それを延長するとすると、他の私立の園や保育所、保育園とのすり合わせが必要となることもあって、現在、子ども園ということも視野においた上で、関係機関と話し合いを進めている現状となっております。以上です。

(北地委員)

今、大変期待のもてるご発言があったと思っていますけれども、例えば、就学前に肢体不自由児のお子さんが通常学級に行きたいという申し入れは、できるだけ沿うようにされていると、現在も車いすの方がいらっしゃるということでありました。例えば、そこで、合理的な配慮義務がきちとなされておるのか、例えば設備面での合理的配慮、また、加配の教師等の配慮があるのかどうか。そこら辺ちょっと教えていただけますか。

(佐藤補佐)

現在、車いすを使用しているお子さんがいる学校には、「いきいきプラン支援員」を他の学校より1名多く配置をしております。そして、階段の昇降のためのリフトを設置しています。ただし、すべて改装してというところまではできていませんが、できうる限りの対応はしていると考えています。

(萩野部会長)

他に。いいでしょうか。それでは、事務局、次の説明をお願いします。

(水口補佐)

では、続きまして、**資料1**の15ページをお開きください。芸術文化・スポーツの項目についてであります。

まずは、市民からの意見でありますけれども、この項目は、意見が1件のみという状況でありますので、そちらにあるとおり「そういう場があれば、利用したい」ということであります。

では、市はどういった取組をしているのかと申しますと、1は、大分県障害者社会参加推進協議会が実施しております「ときめき作品展」に障害福祉課が協力しているというものであります。そして、次の2と16ページの3は障害者自立支援法に基づきます地域生活支援事業の枠組みの中での取組でありますけれども、2は、パソコン教室での情報取得、それから発信の支援、3は、精神障がい者に対して芸術文化講座を開催しているというものでありまして、講座での作品につきましては、市役所1階で展示いたしまして、創作意欲を助長するための環境整備に努めているところであります。

以上が別府市の取組状況でありましたけれども、第3回会議での事前意見におきまして、何名かの委員から障がい者スポーツの実施状況が聞きたいということでありましたので、その説明をしておきたいと思っております。配布資料の3をお開きください。こちらの資料は、大分県東部エリアで実施されている障がい者スポーツの一覧でありますけれども、大分県障がい者体育協会が運営していますWEBサイトに掲載されている情報を基に作成いたしましたものであります。WEBサイトの情報が全てというわけではありませんので、こちらに載っているスポーツしか東部エリアで行われていないわけではないと思っておりますけれども、サイト情報を基にいたしましたらば、水泳、ゲートボール、グランドゴルフ、アーチェリー、フライングディスク、車椅子バスケットボール、陸上競技、ボッチャの8種目が行われているという状況であります。

それではまたここで、障害者基本法の規定を確認しておきたいと思っております。資料の4-2をお開きください。

この項目に関しましては、25条に文化的諸条件の整備等という見出しで規定されておりまして、障がい者が円滑に文化芸術活動やスポーツ、レクリエーションを行えるようにするよう規定されているところであります。

この項目につきましては、議論するに当たって重要となります市民からの意見が少ないため、グループ討議が難しいと思われましても、何名かの委員が出しています論点を押さえながら議論をしていただきたいと思います。以上でこの項目の説明を終わらせていただきます。

(萩野部会長)

ありがとうございました。ただ今、芸術文化・スポーツの説明です。これについてご質問のある方、どうぞ。

(萩野部会長)

ないですか。では、最後に、その他に関して、事務局から説明をお願いします。

(水口補佐)

はい、それでは、最後になりますけれども、その他について事務局から説明をいたします。それでは、**資料1**に戻りまして、17ページをお開きください。この項目は、どの項目にも分類できないような市民からの意見をまとめたものであります。第3回会議で小野委員からも説明がありましたけれども、「親亡き後の不安」。この意見が圧倒的に多いという結果になっております。このことにつきましては、前回の会議で生活環境のグループが先行して議論したところでありますけれども、ショートステイやグループホームなどの整備に努めること以外で、将来不安の解消に関して明記すべき事項がありましたら、そちらを議論していただきたい、そう考えております。

それでは、以上をもちまして、事務局からの説明を終わりますけれども、この後のグループ討議におかれましては、配布**資料の5**といたしまして、今日の議題に関係する6の自治体条例の実体規定をお配りしておりますので、そちらのほうも参考にさせていただければと思っております。以上で、事務局からの説明をすべて終了させていただきます。

(萩野部会長)

ありがとうございました。今、その他についての説明がありましたが、何かございませんか。

それでは、ここで、机を3つに、またそれぞれグループに分けていただいて、その後、15分間休憩をしましょう。

(机と椅子を移動して、休憩)

(萩野部会長)

それでは、皆さん、時間となりましたので、お願いいたします。

それぞれのグループで、発表者などを決めていただいて、発表者の方から、後で、それぞれのグループの発表をお願いいたしたいと思っております。それでは、人選をして進めて

ください。お願いします。

(グループ長決めとグループ討論)

(萩野部会長)

それでは、再開をいたします。

まず最初に、保健・医療の方、そして次に、保育・教育、最後に芸術文化・スポーツで、発表をお願いいたしたいと思います。では、保健・医療の発表者の方、お願いいたします。

(小野委員)

保健・医療について報告をします。皆さんから非常に積極的な意見がだされ、特に緊急時の対応、それから、地域移行については、地域の受け皿が不十分であること。それから、病院での入院時での対応不足。さらに、重度医療の手続き等の問題等の意見が出されました。それらを受けてですね、骨格とする事項をまとめましたので報告をしたいと思います。

まず、明記すべき事項としてですね、市は、障がい者及びその家族が安心して医療を受けられるための施策を講じること。そのために、各現場の垣根を越えて連携し、また必要な財源を確保すること。その考えとして、障がい者及びその家族は、様々な困難を抱えており、医療を受けることがままならないことがある。また、個別の障がいについて、医療関係者に知識や理解がなく対応が困難な場合もある。したがって、だれもが医療受けられることを保障するための支援策、及び医療関係者の障がいへの理解を進めることが不可欠である。ひとつ目の項目のその考えの後にですね、もうひとつの2枚目の資料の①、重度心身障害者医療費の医療機関窓口での清算体制の早期実施。自立支援法、地域生活支援事業における別府市独自の施策の拡充と必要な財源の確保。医療現場での介護サービス利用、コミュニケーション支援、通院支援解釈の拡充ほかの実現。65歳になる障がい者への介護保険1割利用料金負担の減免施策の実施と市単独での財源の確保。医療、介護、教育現場との連携による発達障がい児への相談体制と適切な支援及び保育、義務教育を安心して受けられるような施策の実施。また、これら施策に係る人材の育成。

2つ目として、明記すべき事項、市は、医療現場の改善に障がい者及びその家族の声

を反映するよう仕組みを整備する。その考えとして、市が実施したアンケート及び条例をつくる会のアンケートにおいても、医療現場における具体的な課題が様々に指摘されている。これらの声を放置せず、ひとつずつ改善されるための仕組みが欠かせない。

3つ目として、市は、障がい者が住み慣れた地域で暮らすことができるように地域における障がいへの理解を進めるとともに、自治委員、民生児童委員、保健、医療、福祉、そしてここに、教育を付け加えてください。関係者等による地域における障がい者とその家族への理解と支援のシステムを確立する。その考えとして、障がい者とその家族は、周囲に理解してもらえない困難を抱えて地域で暮らしている。その実情を理解し、様々な立場の人たちが協力して支え合う地域をつくるのが安心して暮らせる地域をつくることになる。

続きまして、市は、保健・医療サービスを利用しやすくするために、国や県に対して提言するとともに、市独自で可能な取組は積極的に推進する。その考えとして、医療費の支払や手続きについて、簡素化を進めている地域が増えているが、本県、本市では取組が進んでいない。外出や書類の記入が困難等の人たちに対する手続きの簡素化はいそぐべきである。

そして、最後にですね、明記すべき事項として、医療、介護等の事業者は、従事者に対して、障がい者、児や障がいに対する理解が進むよう研修を受講させるよう努めなければならない。その考えとしてですね、3枚目の真ん中の②ですね、現在の障がいの定義を社会モデルととらえた時に、これまでの考えの範囲では、収まらない部分がでてくると考えられることから、様々な障がい種別に関する知識や技術が望まれる。これらスキルや経験のための研修を実施する際は、有識者のみならず当事者やその家族を講師として招致し、経験や思いを聞く機会をできるだけ多く設けることが望まれる。以上です。

(萩野部会長)

ありがとうございました。ただ今、小野委員さんから、保健・医療についてのグループの発表がございました。これにつきまして、その他のグループの方で、ご意見、ご質問がございましたら、どうぞ。はい、北地委員。

(北地委員)

ひとつだけ教えていただきたいと思います。まとめの1ページ目になりましょうか、65歳になる障がい者への介護保険1割利用料金負担の減免施策の実施と市単独での

財源の確保。これ大変、私も意味がよく理解ができます。事実、私どももそういう例があるわけですが、ただ、これは、介護保険法の中で社会福祉法人の減免施策とかです、低所得者に対する施策はあるわけですが、市単独での財源の確保というところの論議で教えていただきたいと思います。

(萩野部会長)

その辺をどうぞ。

(河野委員)

リプライの河野ですけれども、自分自身が書いたこととして、市単独での財源の確保というのはたぶん無理だと思っております、今回の保健・医療の中の明記すべき事項の中に県や国への働きかけを行うというところにおいても、理解していただければと思います。よろしく願いいたします。

(萩野部会長)

他によろしいでしょうか。それでは、ご意見がなければ、今日のこのグループについてのまとめは了解していただきましたでしょうか。よろしいですか。

(異議なし)

(萩野部会長)

ありがとうございました。それでは、次に、保育・教育のグループさんの発表をお願いいたします。

(北地委員)

私ども、保育・教育関係につきましては、本日、7名の委員の予定でございましたけれども、2名がご欠席ということで、5名で論議をいたしました。その中で、やはり、教育についての考え方、就学前、義務教育、後期中等教育を含めた考え方として、やはり、障がいがあるからということで、いろんな差別なり偏見なり隔離があってははいけません。やはり、基本的には、憲法に保障された教育の機会均等を条例の中に盛り込むべきだという論議の中で、いろいろ皆さん方で話し合いをさせていただきました。

まず、保育関係でありますけれども、市は、小学校就学前の障がいのある子どもに対し、共に生き、共に育ち合う保育を基本とし、他の児童とともに集団幼保育を実施することということで、幼保育ということによって促へていただきたいと思いますが、障がいのある子どもたちの健全な発達には、他の子どもと遊びや学びなどを共に行うことにより、障がいある子どもはもとより、他の子ども達にも、地域にも健全な発達を促すということで、基本的な考え方はそういうことになってございます。

教育のほうであります。先ほどおっしゃられましたように、日本国憲法はじめ教育基本法、障害者基本法、先ほど説明をいただきましたけれども、教育の機会均等を保障されなければならないということをやはり根底に置いておくということで、権利として教育を受けるということで、教育基本法にある人格の完成ということでは、何ら障がいがあるかないかということには関係がないということで、誰もが等しく権利を行使できるよう条文化をしてほしいということでもあります。

それから、就学時はもとより就学前の幼保を含め包括的な支援を行うべきであるということで、ここに先ほどでました、教育委員会からのインクルーシブな考え方ということで、包括的に考えていくということで、地域の中で幼保の問題も考えていただくということで、現状については、障がい児や家族の希望が、先ほどの説明では、なかなか理解ができないという話になっているところであります。

また、市は、義務教育の中で障がい児の正しい理解を得られるよう福祉教育、現実に福祉教育はあろうかと思っておりますけれども、やはり、福祉教育の中で、心の病の問題、また、発達障がいの子どもの問題、その他もちろん子どもたちにも正しく理解されるようカリキュラムの中にこの問題を入れてほしいということで話し合いを行いました。

ナンバー2でございますけれども、同じく教職員の問題でございます。これについても、いろんな論議がありました。大学課程における特別支援教育の修了者が少ないということもございました。幼保の問題にも関わるのですけれども、研修をはじめ、やはり、資質向上を図っていただく、考え方としては、正しい理解がまだまだ教職員の間にも不十分と思われるということになります。

それから、市は、特別支援学校や普通校等との連携や調整を図るため教育センター等を設立するということが、条文に書いてほしいということ。これはどういうことかと言いますと、今、特別支援学校や特別支援学級また、通常校に行っている方々は、県立とか別府市立とか縦割りの中で、なかなか横の連携なり調整が難しいということで教育センターとか、教育研究所でも名称はいつでもいいんですけれども、横の連携、県立なり

市立、そういうところなりを調整し、障がい児が安心して、ある時期は特別支援学校に行って、ある時期は特別支援学級に行くとか、そこら辺、何か中間的なセンター的な役割を果たす機関の設置ということでもあります。

それから、市は、外国籍の児童、ここには障がい児を含みますけれども、に対しても就学、福祉教育等されたし、ということで、本市は特にA P Uをはじめ外国籍の方々が多いわけですので、そこら辺はひとつ外国籍の方々に対しても権利保障をということでもあります。

それから次に、市は、教職員に対し、社会モデルの考え方等を啓発し、障がい児者の正しいモデルを示してほしいということで、この考え方として、社会モデルの考え方の理解が教職員の中でもまだまだ不十分であるということでもあります。

私ども、わずか5名の中で、いろんな論議がなされました。教育というのは基本的な問題でありますので、やはり、もっとこの論議を深めていきたいなという話が最後にございました。また、一度ゆっくりこの問題について話をしたいなということで、閉じたわけでございます。以上です。

(萩野部会長)

ありがとうございました。ただ今、北地委員さんから保育・教育についてのまとめを発表していただきました。これについて、他のグループの方で、ご質問ございましたらどうぞ。はい、宇都宮委員。

(宇都宮委員)

外国籍のことでちょっとお伺いをいたします。市は、外国籍の児童(障がい児を含む)と書いていますけども、この障がい者の人数といいますか、該当者は把握しているのかどうかということでもあります。以上です。

(北地委員)

すみません。お答えになりませんが、私どもとしては、人数としては把握をいたしておりません。ただ、基本的な考え方として、外国籍の方も日本語が分からないということは、ある意味では障がい者、障がい児ではないか、という考えの下に、また、別府市は特に外国籍の人が全国でもトップだというふうに向っております。そういう点では、外国籍の人も、やはり私どもは教育の中で考えるべきだという議論でございました。数

としては把握をしておりません。以上です。

(宇都宮委員)

ありがとうございます。

(萩野部会長)

よろしいですか。

(宇都宮委員)

はい、結構です。

(萩野部会長)

その他ございませんでしょうか。はい、小野委員。

(小野委員)

私たちの保健・医療のグループの中で、でてきた意見、そして、アンケートに数多く書かれた意見があるのですけれども、それは、小学校、中学校という義務教育ですね、全ての人が受ける教育の中で障がいに対する正しい理解、正確な理解、そして、心の病気等に対する理解ですね、知識、それをしっかり持ってもらう必要があるのではないかと。そういう教育をする必要があるという声が強くだされていると思います。この中にもですね、障がい児の正しい理解を得られるよう福祉教育をという項目があるのですけれども、この内容をですね、先ほど申し上げたような全ての子に障がいについての正しい理解を持ってもらう機会、それを義務教育の中でやっていくということを分かりやすく明記していただければと思います。

(萩野部会長)

その件について、どうぞ。

(北地委員)

今の問題、小野委員のおっしゃったように、私どももそこら辺の論議をいたしました。例えば、カリキュラムの中にそのことをちゃんと入れてもらうとか、福祉教育をもっと

もっと実践的に、例えば、盲導犬とか、視覚障がいの問題とか手話の聴覚含めていろんなことをもっともっと、私どもとしては、教職員に対してと、また児童生徒方に対して、保護者に対して、いろんな正しい理解を得られるような福祉教育ということは論議をいたしました。以上でございます。

(萩野部会長)

それでよろしいでしょうか。その他ございませんでしょうか。

それでは、ただ今発表がありました保育・教育について、今日のグループのご意見ということで、ご了承願いますか。

(異議なし)

(萩野部会長)

ありがとうございます。それでは、最後に、芸術文化・スポーツ、その他について、グループの発表をお願いいたします。若杉委員どうぞ。

(若杉委員)

私どもの班に関しましては、芸術文化・スポーツとその他に関してお話しをさせていただきました。

まず、はじめに芸術文化・スポーツに関しての話を聞いていただきますと、当初資料をいただいたときにはですね、意見が1件しかないということで書かれていましたが、お話しをするにあたり、芸術文化に関しては専門的なものもありますし、スポーツに関しては競技性を重視したものもありますが、話し合っていく中で、今後必要になってくるということに関しては、日中、平日と学校や作業所に行っている方々や障がいを持たれている方々の土日の余暇活動というところも入れて考えていったらどうかと、そういったところも考え、生きがいつくりや健康面を考慮して話をしていくというところが、メインとして話が進んで行きました。

その意見の中で、上がった重要なポイントとしては、まず最初に、場所の確保がままならないという意見、それに関しましては、やはり、公民館、体育館等においても定期的に場所が決まっている他の団体等もありますので、なかなか障がいを持たれた方が、場所を探すのが苦勞するというところで問題としてひとつでています。

次に、参加をするにあたってのサポート体制ということも話ができました。それには、指導員の育成と派遣体制に盛り込まれています。

次に、芸術文化、スポーツの面に関してもですけれども、こういった活動をしているのかというところの広報活動がまだまだできていないというお話があり、こういったことを考慮した上で明記すべき事項としまして、まとめさせていただいたのですが、それを読ませていただきますと、芸術、文化、スポーツに参加するためには、サポート体制づくり、指導員の育成が必要である。また、参加できる場所、スポーツ芸術の種類に関しての情報提供を積極的に行うべきだということで、明記すべき事項としてまとめさせていただきました。芸術文化・スポーツに関しては、以上です。

続いて、その他についてということで、お話をさせていただいたんですけれども、手元にいただいた資料に関して、司法、参政権、所得保障、行政と書かれていますけれども、今回その他の意見を踏まえて、お話をした中で、結果としては明記すべき事項としては、時間の関係等もありまして今回まとめることはできませんでした。話し合いの場で意見としてでたところが、メインとしては所得保障の問題と、親亡き後の問題についてということで話をしていく中で、意見等がでていたんですけれども、最終的なまとめとしては、答えにはなっていないかもしれないのですが、この所得保障と親亡き後の問題についてというところに関しては、その他というところのくくりで話をするというのもたしかに今回よかったのかもしれませんが、この2つの問題に関しては、今までお話しした事例とかも含めていろんな要素が絡み合ってくるということがありますので、現在の予定としましては、8回、9回で、また今まででた意見を精査していくというところのお話しになっていますので、そこで、この所得保障と親亡き後の問題についてというところに関してはもう一度細分化をしていただいて議論等を焦点として上げていただければというところで今回まとめました。以上です。

(萩野部会長)

ありがとうございました。ただ今、若杉委員さんのほうから芸術文化・スポーツ、その他についてのグループ発表でした。これにつきまして、ご意見、ご質問がありましたら、どうぞ。

なかなか、まとめるのが難しいところでありましたが、皆さん、ご意見、ご質問がありましたら、どうぞ。

一応、よろしいでしょうか。ただ今の発表で、ご承認ということでよろしいですか。

(異議なし)

(萩野部会長)

ありがとうございます。皆さん、これで今日の3つのそれぞれのまとめができました。

(北地委員)

議長。お話し中すみません。一つだけよろしいでしょうか。お話を遮ってすみません。

(萩野部会長)

はい、どうぞ。端的にまとめてください。

(北地委員)

先ほど、私どもの発表のナンバー1の一番下のところで、小野委員さんのほうからそのことを明記しておいてほしいというご意見がございましたので、少し読みあげたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

市は、義務教育の中で障がい児の正しい理解を得られるようカリキュラム等に位置付けるとともに、児童、生徒、保護者等に対して福祉教育を行ってほしいというふうに変えさせていただいて、私どもの他の委員さんには諮っておりませんが、意味合いは一緒でございますので、小野委員さんそれでよければと思いますが、議長さん、それでよろしいでしょうか。

(萩野部会長)

はい、その辺、グループ、いいですかね。小野委員どうぞ。

(小野委員)

ありがとうございます。障がい児の正しい理解となると、範囲が限定されると思うのですね。ですから、障がいのという。

(北地委員)

障がいのでもいいですね。児と者を入れてもいいかなと思ったのですけれども、それ

は、他の委員さんには諮っていませんが、広範なということで理解いただけると思いますが、そういう方向でと思えます。

(萩野部会長)

今のご意見で、北地さんと小野さんのお話しができましたけど、それでよろしいですか。

(異議なし)

(萩野部会長)

はい、それではそのようにいたします。

それでは、おかげさまで3つのグループ、お疲れでございました。ありがとうございました。それでは、次に、第7回目のグループについて、それぞれ皆さん方で、こっちのグループがいいということもあったようですから、もう一度確認をしたいと思えます。グループ表をだしていただきたいと思えます。第7回会議です。7回が、相談、情報ともうひとつのグループは在宅福祉であります。委員のお名前はそれぞれでしておりますので、皆さんそれでよろしいでしょうか。

事務局、さっき、変わりたいというご意見が、あったのかな。

(水口補佐)

第7回会議で、在宅福祉の西田委員のほうで相談、情報のほうへ移動されるということを受けております。

(萩野部会長)

はい、それでは皆さんご了承をお願いします。

続きまして、本日、委員提出資料としましてヘルスキーパー制度の資料を西田委員から提出していただいておりますので、西田委員からこれについての説明をしていただきたいと思えます。そして、なおかつそれについての議論は、今日はいたしません。8回か9回で、またいたしたいと思えますので、今日は提案ということだけでご了承いただきます。西田委員どうぞ。

(西田副部会長)

これは、第5回目のテーマとして、雇用・就労ということだったのですが、その時に提出すべきだったのですが、メモ帳として出したのですけれども、きちんとした提出資料としてだしていなかったのが、今日改めて資料を提出いたしました。

今ですね、視覚障がい者の雇用の促進ということで、大変、私自身、視覚障がい者ですけれども、私ども鍼灸を伝統の視覚障がい者の職業として、従事している人が多いわけですけれども、最近はですね、規制緩和に基づいて、これまで学校の規制といいますかね、養成施設のマッサージ鍼灸の養成施設が制限されてたんですけれども、その規制緩和で学校が多数できました、大分にも晴眼者の学校ができましたですね、大変、視覚障がい者自身は、自衛に苦慮しているということもありますし、そこでですね、ヘルスキーパー制度、これはですね、企業内のマッサージ施設を提供する、そういうものがありますけれども、平成2年に当時の厚生省が研究を重ねて、研究機関をつくってですね、設定したものであります。これはどういうものかと言いますと、資料のとおりですね、企業内にマッサージが中心ですけれども、施設を設置して、社員の健康増進、保健、疾病予防ということですね、そういう設備を設けていただくということになります。今、非常にね、IT化してまして、いろんなストレスがたまるような状況、それから足腰を使ってですね、疾病にかかると、そういうときにマッサージというのは大変有効であります。そこで、各企業内にね、そういう施設をもっといただきまして、そういう診療室ですね、健康相談を含めた、そういう社員の健康管理のためにしていただくと。そして、平成10年に改正されました障がい者の法定雇用率が1.8パーセントになりまして、その法定雇用率に皆さん努力しておられるわけなのですけれども、視覚障がい者を雇用していただくことによってですね、雇用率のアップにもなりますし、またそれによる国のですね助成もできますし、ということでぜひ、全国では、結構この制度をもっている企業があるのですけれども、別府では、ほとんど皆無に近いなと私は思っておりますので、ぜひこの制度をですね、今回のこの条例づくりの中にね、何かの形で促進をするような、という政策を盛り込んでいただけないかなとそういうふうに思っております。何か言い尽くせませんが、以上です。

(萩野部会長)

ありがとうございました。ただ今、西田委員さんから、ヘルスキーパー制度のことについてのご提案です。この件につきましては、また、8回か9回のほうで、皆さんのご意見も聞きたいと思っております。今日は、提案だけにさせていただきたいと思っております。

最後にもうひとつですね、前回の会議で各事業担当課が後日回答するとしていたことについて、事務局から報告がありますから、その説明をお願いします。

(水口補佐)

それでは、これで最後の説明となります。今、萩野部会長からお話があったことにつきましては、各事業担当課に代わりまして、事務局からご説明させていただきます。

まず、道路河川課からでありますけれども、バリアフリー基本構想の概略文章が手元にほしいということでしたので、そちらは皆さまのお手元にお配りしております。

次に、建築住宅課からでありますけれども、西別府住宅C棟のお風呂の改善、市営住宅の1、2階のバリアフリー化計画、そして、市営住宅に入居している障がい者の種別のこれら3点についてご説明をいたします。

まず、お風呂の改善についてでありますけれども、C棟を建設する際には、B棟の入居者からいただいたご意見を基にいたしまして、入浴者の怪我を防ぐために2つの改善を行っております。1つは、浴槽をタイル張りからポリエステル系素材へと替えたということです。そして、もう1つは、洗い台と浴槽との間の段差をなくしたということです。

続きまして、既存の市営住宅の改修につきましては、一部の住宅にエレベーターを設置するなどいたしまして、高齢者やその他の入居者の利便性を向上させる計画はありますけれども、1階、2階の室内を高齢者用や障がい者用に改修する計画となりますと、現入居者との協議が必要であったりと、いくつかの課題をクリアしていかなければならない、そう考えているというところであります。

そして、平成24年3月1日現在での市営住宅に入居している299人の障がい者の種別でありますけれども、こちらは、現在のところ把握はしていないというところであります。そこで、ひとつの参考といたしまして、平成19年度におけます内訳を申しますと、身体障がい者が228人、知的障がい者が10人、精神障がい者が9人の総計247人であったというところであります。

最後に、障害福祉課からでありますけれども、民間住宅の改修に対する助成制度につきましては、今回、国土交通省のホームページからダウンロードした資料を2枚、配布させていただいておりますので、そちらをご覧ください。この助成制度でありますけれども、民間住宅活用型住宅セーフティネット整備推進事業という事業でありまして、国が直接補助する形で行われております。平成24年度におきましては、今回お配りして

おります資料の右肩に平成24年度当初予算概要と印字したほうを見ていただきたいのですけれども、そちらの(1)に300億円の予算を確保しているというふうに示されております。事業の詳細につきましては、今のところ、国土交通省のホームページでも「募集開始とともにお知らせをします」としかありませんでしたので、分かりかねますが、参考までに、配布していますもう一枚の資料で簡単にご説明させていただきたいと思います。こちらの資料は、平成24年度当初予算の概算要求時点におけるものですので、ここに示されているとおりに事業の制度設計がされているとは限らないのでありますけれども、そこの(1)の補助対象となる住宅のところの3番目に改修工事完了後の最初の入居者は、住宅確保要配慮者とするとともに、その後も住宅確保要配慮者の入居を拒まないことと、そうされております。この住宅確保要配慮者に障がい者世帯も含まれるというふうになっておりますので、河野委員の聞いたかった助成制度に合致するのではないかと考えております。そして補助率であります、これは3分の1でありまして、その限度額は1戸当たり100万円というふうに概算要求時には制度設計をされていたところであります。

ちなみに、国土交通省のホームページを見ていますと、平成22年度に同じような事業でストック活用型住宅セーフティネット整備推進事業というものがあつたわけなんですけれども、別府市内ではこの事業を活用して13の住宅が補助金の交付決定を受けたとされていたところでありますので、これも参考までにお知らせをいたしたいと思えます。以上で事務局からの説明を終わりますけれども、今日の説明を聞いた中で、前回まとめられた明記すべき事項に修正を加えるべきことがありましたら、第8回又は第9回のまとめの会議で反映していただければというふうに考えております。以上、本日の説明を終わらせていただきます。

(萩野部会長)

ありがとうございました。皆さん方のご協力をいただきまして、無事に第6回の会議を終わらせていただきました。ありがとうございました。皆さまの温かいご協力で、20分のオーバーいたしましたけれども、身のあるお話もでたのではないかと考えております。今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。それでは、第6回会議、本日これをもってを終了いたします。皆さま、お疲れさまでした。